

浜松市条例第 6 号

浜松市火災予防条例の一部を改正する条例

浜松市火災予防条例（昭和 37 年浜松市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(乾燥設備)</p> <p>第 7 条 (略)</p>	<p>(乾燥設備)</p> <p>第 7 条 (略)</p> <p><u>(簡易サウナ設備)</u></p> <p><u>第 7 条の 2 簡易サウナ設備(屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室(サウナ室のうちテントを活用したものをいう。) 又はバレル型サウナ室 (サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。) に設ける放熱設備であって、定格出力 6 キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。) の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</u></p> <p><u>(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。</u></p> <p><u>(2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第 3 条 (第 1 項第 1 号、第 11 号から第 14</u></p>

(サウナ設備)

第7条の2 サウナ室に設ける放熱設備(以下「サウナ設備」という。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) (略)

(2) サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。

2 前項に規定するもののほか、サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号、第11号及び第12号を除く。)の規定を準用する。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。

(1)～(6) (略)

(7) サウナ設備(個人の住居に設けるものを除く。)

(7)の2～(15) (略)

号まで及び第17号から第20号まで、第2項第6号並びに第3項を除く。)及び第5条第1項の規定を準用する。

(一般サウナ設備)

第7条の3 一般サウナ設備(簡易サウナ設備以外のサウナ設備(サウナ室に設ける放熱設備をいう。)をいう。以下同じ。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) (略)

(2) 一般サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。

2 前項に規定するもののほか、一般サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号、第11号及び第12号を除く。)の規定を準用する。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。

(1)～(6) (略)

(6)の2 簡易サウナ設備(個人が設けるものを除く。)

(7) 一般サウナ設備(個人の住居に設けるものを除く。)

(7)の2～(15) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この条例は、令和8年3月31日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後に設置しようとする改正後の第44条第6号の2に規定する簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）又は同条第7号に規定する一般サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）について、この条例の施行の際現に改正前の第44条の規定によりサウナ設備の設置に係る届出がされている場合は、それぞれ改正後の第44条の規定により簡易サウナ設備又は一般サウナ設備の設置に係る届出がされているものとみなす。

（あらまし）

この条例は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の定めに関する規定の追加を行うほか、所要の整備を行うものです。